

第1-1号様式（家計急変）

捨て印

【家計急変対応】

提出年月日 令和 年 月 日

山梨県教育委員会教育長 殿

高校生等奨学給付金（家計急変）受給申請書

※ 必須項目

次の4点を確認の上、すべての項目にチェック ☒ してください。

↓

☐ この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。

☐ この申請書に虚偽の記載があった場合は、山梨県の求めに従いその全額を即時返還します。

☐ 私は山梨県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。

☐ この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。））の支弁対象ではありません。

高校生等奨学給付金の受給を申請します。

申請者住所 （保護者等住所）	〒 山梨県	ふりがな	
		申請者氏名 （保護者等氏名）	印
高校生等との関係 （いずれかに○）	親権者 ・ 未成年後見人 ・ 未成年後見人である里親 ・ 主たる生計維持者 ・ 高校生等本人 ・ その他（ ）		
電話番号	（ ） —		

【対象となる高校生等について】

対象となる高校生等が複数いる場合は、それぞれの申請が必要です。

ふりがな				生年月日	昭和 平成	年	月	日
高校生等氏名								
現在 在学 する 高等学校等	学校の名称	国立 ・ 公立						
		学校の種類・課程・学科：						
	学校の所在地	都道府県	市区町村					
	在学期間	平成・令和 年 月 日入学。 7月1日現在、第 学年（年次）に在学。						在学中に給付金を受給した回数 なし 1回 2回 3回 4回 不明 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐
※該当者のみ記入	学校名 立	平成・令和 年 月 日 ～平成・令和 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数 なし 1回 2回 3回 4回 不明 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐				
	過去の高等学校等 における在学期間	学校名 立	平成・令和 年 月 日 ～平成・令和 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数 なし 1回 2回 3回 4回 不明 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐			

高等学校等就学支援金等の支給に関する情報の利用について同意することで、提出書類が免除されます。

高校生等の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等を確認するため、次に該当する場合は、□にレ印を付けてください。

☐

高校生等本人の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等の確認のため、高等学校等就学支援金等の支給に関する情報の利用について同意します。

※高等学校等就学支援金等に含まれる事業
ア 高等学校等就学支援金 、イ 高校生等・新修学支援金 、ウ 学び直し支援金

第 1－2 号様式（家計急変）

【保護者等の収入等の状況について】 該当する□にレ印を付けてください。

（１）課税証明書等を提出します。（下記①～⑤のうち該当する項目に ☒ してください。）

①	☐	親権者(両親) 2 名分
②	☐	親権者 1 名分（親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。） ・離婚、死別等により親権者が 1 名の場合 ・親権者が存在するものの、家庭の事情（DV 等）によりやむを得ず、親権者の 1 人の課税証明書等を提出できない場合 等
③	☐	未成年後見人（ ）名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
④	☐	高校生等の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）（両親等） 2 名分 高校生等が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
⑤	☐	高校生等の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者） 1 名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等 ※扶養誓約書を提出してください。
⑥	☐	高校生等本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

※（１）に該当する場合は、下記内容を確認の上、チェック ☒ してください。

☐	私の世帯は、認定基準日において、生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 3 6 条の規定による生業扶助は受給していません。 ※必須項目
--------------------------	---

※ 課税証明書等を提出する保護者等の氏名及び生徒との続柄を記入してください。

(ふりがな) 氏 名	高校生等との 続 柄	(ふりがな) 氏 名	高校生等との 続 柄

※ 上記保護者等のその年の 1 月 1 日現在の市区町村までの住所を記入してください。

都 道 府 県	市 区 町 村	都 道 府 県	市 区 町 村
------------	------------	------------	------------

（２）生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 3 6 条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書を提出します。

☐	生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書
--------------------------	--------------------------------

記入上の注意

様式 1 - 2 【1】対象となる高校生等についての欄は次によって記入してください。

- イ 現在通っている学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。
- ロ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校（専攻科及び別科を除く）、中等教育学校の後期課程（専攻科及び別科を除く）、高等専門学校（第1学年から第3学年に限る）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいい、令和7年度の高等学校等就学支援金であれば対象となる各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校を含みます。
- ハ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤高等専門学校（1～3学年）」、「⑥専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑦専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑧④⑨専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑨専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑩専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑪専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑫各種学校（外国人学校）」、「⑬各種学校（その他）」、「⑭特定教育施設」の別を記入してください。

様式 1 - 2 【2】保護者等の収入等の状況についての欄は、次によって記入してください。

- イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
 - ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ③法人である未成年後見人
 - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - ⑤その他高校生等の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- ロ (2)に該当する場合は、認定基準日において生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書を提出してください。
- ハ (1)②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。
 (1)②の「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合は該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合」は、(1)⑤及び⑥に含まれます。

(注) 共同親権であるため親権者は2名だが、親権者の一方に就学に要する経費の負担を求めることが困難と思われる場合は、お住まいの都道府県へ相談してください。

ニ (1)①、③又は④に該当するときは、保護者等全員の課税証明書等を添付してください。

ホ (1)⑤又は⑥に該当するときは、高校生等本人又は主として高校生等の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の課税証明書等を添付してください。また、主として高校生等の生計をその収入により維持している者がいるかどうかについて確認できる書類（扶養誓約書）を添付してください。

(注) 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

留意事項

- イ 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。
- ロ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。
- ハ 国籍が「日本国以外」の生徒であって、申請時点で在留期間が経過していても、在留期間の延長申請を既に行っている場合（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第20条第6項の規定による「特例期間」に当たる場合）には、申請は可能ですが、在留期間の延長が認められたことを証明する書類の提出が必要です。
- ニ 認定基準日現在、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（令和5年5月10日こ支家第47号）」による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。）が措置されている場合は、補助対象外となります。